

令和8年第3回定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和8年3月24日（火） 16時30分開会
17時30分閉会

2. 場 所 長与町役場 4階 第1委員会室

3. 出席者 教育長 金崎良一
教育長職務代理者 古賀清彦
委 員 廣田敬子
委 員 仁田千都子
委 員 山本淳

4. 会議に出席した職員
教育次長 荒木 隆
学校教育課理事 鳥山勝美
教育総務課長 久原和彦
生涯学習課長 中尾盛雄
教育総務課係長 川口佳子

5. 会議日程
開会
日程第1 会議録の承認について
日程第2 報告
日程第3 議事

議案第 9号 「第3期長与町教育振興基本計画」の策定について
議案第10号 長与町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第11号 長与町学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
議案第12号 長与町立高田学園の設置に伴う関係規則の整理に関する規則について
議案第13号 長与町立高田学園の設置に伴う関係要綱の整理に関する要綱について
議案第14号 長与町立高田学園の設置に伴う関係規程の整理に関する規程について
議案第15号 長与町における長崎県少年保護育成条例に基づく立入調査実施要領の一部を改正する要領について
議案第16号 長与町立中学校部活動方針について
議案第17号 認定地域クラブ活動推進事業補助金交付要綱について

- 議案第18号 令和8年度学校医等の委嘱について
議案第19号 令和8年度会計年度任用職員の採用について
議案第20号 長与町教育委員会事務局職員の異動について

6. その他

閉会

○荒木教育次長

皆さんこんにちは。

定足数に達しておりますので、令和8年第3回定例教育委員会を開会いたします。

初めに、金崎教育長より御挨拶をお願いいたします。

○金崎教育長

(教育長挨拶)

○荒木教育次長

次に、2月18日に開催いたしました、教育委員会の会議録につきまして御承認をお願いいたします。

御承認頂けますでしょうか。

ありがとうございました。

令和8年第2回定例教育委員会会議録につきましては、承認されました。続きまして次第4報告でございます。

まずは、2月19日から本日までの教育行政報告でございます。資料は1ページをお願いいたします。

初めに、教育総務課です。

3月24日、本日の定例教育委員会前の退職者辞令交付式におきまして、今年度で退職されます教職員の皆様へ、退職辞令を交付いたしました。

次に、学校教育課です。

3月13日に中学校、3月17日に小学校の卒業式が行われ、教育委員の皆様にも御出席を頂きました。

ありがとうございました。

また本日、総合教育会議が開催されました。

次に、生涯学習課です。

2月23日、町民文化ホールで、教育委員会、自主事業の音楽の絵本を開催いたしました。

着ぐるみの動物たちが奏でる本格的なクラシックコンサートは、楽しく愉快的な演出で、子どもたちは目を輝かせ、大人も一緒になって多彩な音楽の世界に魅了されておりました。

また、2月、3月は勤労青少年ホーム及び働く婦人の家運営委員会、町民文化ホール運営委員会など、それぞれの委員会におきまして、今年度の事業報告や令和8年度の事業計画案について承認されております。

以上が教育行政報告になります。

2点目の学校事故及び3点目の委任事項につきましては、報告すべき重要事項等はありません。

ここまでで、御質問等ございませんでしょうか。

それでは、次第5、議事に移りたいと思います。

議事の進行を金崎教育長にお願いいたします。

○金崎教育長

では、議案第9号、第3期長与町教育振興基本計画の策定についての提案理由の説明を求めます。

○荒木教育次長

議案第9号、第3期長与町教育振興基本計画の策定について、提案理由を申し上げます。

資料は別冊にて事前にお渡ししていたものを御準備ください。

1ページをお開きください。

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、第2期長与町教育振興基本計画の成果と課題を検証した上で、長与町の教育が担うべき役割を改めて明確にし、家庭、学校、地域関係機関等が一体となって、新たな時代にふさわしい学びと成長の在り方を具体化することを目的として策定するものでございます。

2ページをお願いいたします。

計画の位置づけとしましては、2026年度から5か年の町の後期基本計画、第11次総合計画の教育分野を担う計画で、国、県の計画を参酌し、各所管と連携しながら、施策の推進に努めてまいります。

7ページをお願いいたします。

ここでは、具体的な取組を体系的に整理しております。

心を育む教育と文化を個別施策の柱として、以下10の施策を展開することとしております。

施策1、健全な財政基盤の維持について、教育委員会では、施設の適正管理に努めるほか、長期的視点による老朽化対策、トータルコストの縮減、平準化に努めるとともに、今後の公共施設の適正配置について検討を進めます。

施策2、子どもが健やかに育つ環境づくりでは、家庭、地域、保育所・幼稚園、認定こども園や学校が一体となり、質の高い乳幼児教育、保育や青少年の健全育成を推進します。

施策3、学校教育の充実では、児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、他者と協働しながら、よりよい未来を切り開く資質能力を育みます。

施策4、社会教育の推進では、町民一人一人の学びを支援し、資質や能力の向上を図るとともに、それを地域で生かし合うことによる人づくり、地域づくり、繋がりづくりを推進します。

施策5、生涯スポーツの推進では、町民が気軽に参加でき、生きがいや健康づくりの意識の高揚を図る生涯スポーツを推進します。

施策6、文化芸術の振興では、文化財を初めとする地域文化の保存、活用を図りながら、町民が主体的に参加できる文化、芸術環境を創造します。

施策7、人権に関する啓発活動の推進では、人権意識の啓発を図るため、家庭教育学級等による情報発信を行うほか、学校における人権教育の充実に努めます。

施策8、平和意識の高揚では、町立学校における平和学習や平和意識の醸成、啓発につながる取組に加え、被爆の実相を継承する取組を継続的に実施し、平和意識の高揚を図ります。

施策9、地域情報化の推進では、膨大な情報の中から信頼できる情報を見極め、正確に理解、活用する力の向上を支援するとともに、情報機器の操作やメディアリテラシー向上のための講座を開催し、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に学習機会を提供します。

施策10、消防防災体制の強化では、避難所としても活用される学校施設等の環境整備、防災機能の強化に努めてまいります。

これらの施策の詳細につきましては、11ページ以降に掲載をしておりますので、御参照頂ければと思います。

なお、本計画の推進に当たっては、毎年度、教育委員会による点検及び評価を実施し、PDCAサイクルに基づき、客観的な根拠をもとに、成果、課題を検証しながら取り組んでまいります。

以上、計画の概要もあわせて御説明申し上げます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○金崎教育長

では議案第9号について質疑はございませんか。

廣田委員。

○廣田委員

失礼します。

私もこういう計画を立てるときに思うんですが、5年前を踏襲したのではなくて、新しくしたのは、ここなんです。

あとは、前回もよい結果が出ましたので、そこはそのままにしておりますとか、会議の時間は短いけれども、深い会議の進め方っていうのができないかなと思いつつもやってきたんですが、今回のこの計画で特にここはっていうところがあったら教えていただければと思います。

○金崎教育長

荒木次長。

○荒木教育次長

今回の計画は、説明の中でも申し上げましたとおり、町の基本構想というのは、これが10年間の計画で、その10年間のうちの後期、後半の部分の計画という位置づけになっております。

その中の教育分野を抜き出したというものです。ですので、全体的に申し上げて、大きく変わるようなところはございませんので、前期の分を踏襲しながら、若干の改善を図っていくような内容になっております。

構成として大きく変わっているという部分で申し上げますと、青少年の健全育成というものが、施策の一つとして、以前はございました。

これを取組としてはですね、幼少期の取組と重なる部分ですね、家庭教育学級ですとか、そういった部分もございまして、今回でいえば子どもが健やかに育つ環境づくりという中に、乳幼児教育、保育、それと青少年の健全育成という形で構成を変更しており、取組については、大きくは変わっておりません。

それから学校教育の充実ですね、これは柱立てとしては、以前もございましたけれども、その中身の構成を学習指導要領にですね、則した形で、例えば、1点目の、確かな学力の育成「知」ですね、それから豊かな心の醸成「徳」、健やかな体の育成「体」というふうな意味づけといいますか、位置づけといい

ますか、構成を若干変えながら施策の体系を整理をしております。

そのほか、社会教育の推進という部分は、以前は生涯学習の推進という、少し幅広いものになっておりましたけれども、生涯学習というのは、生涯にわたっての全ての学習ですね、ここには学校教育も含まれますが、今回の整理としては、社会教育ということで、学校教育を除いた部分を明確に分かるように整理をいたしており、中身の取組については、これまで同様ですね、生涯学習の中の社会教育が担う部分として、おおむねですね、同じような内容となっております。

それ以降は、ほぼですね、これまでの計画と変わっておりません。主な変更点としては以上になります。

○金崎教育長

ほかに質疑ございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして議案第10号、長与町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則についての提案理由の説明を求めます。

○荒木教育次長

議案第10号、長与町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

資料は5ページからになります。

本議案は、義務教育学校高田学園の設置に伴うもののほか、先の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の改正によるもの。

また、現行の学習指導要領や学校管理の運用実態に即し、必要な改正を行うものでございます。

8ページからの新旧対照表を御覧ください。

主な改正点としましては、町立学校に義務教育学校を加えるとともに、題名を含め、関連する規定の整理を行うもの。

新たな職位として主務教諭を追加するもの。

教育職員に係る業務量管理、健康確保措置実施計画の取扱いに関する規定を追加し、時間外在校等時間の制限について整理するもの。などがございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○金崎教育長

議案第10号について質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

議案第11号、長与町学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明を求めます。

○荒木教育次長

議案第11号、長与町学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

資料は15ページからになります。

本議案は、義務教育学校高田学園の設置に伴うもののほか、給特法の改正により、必要な改正を行うものでございます。

改正点につきましては、17ページの新旧対照表にお示ししているとおりでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○金崎教育長

議案第11号について質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして議案第12号、長与町立高田学園の設置に伴う関係規則の整理に関する規則についての提案理由の説明を求めます。

○荒木教育次長

議案第12号、長与町立高田学園の設置に伴う関係規則の整理に関する規則について。

提案理由を申し上げます。

資料は19ページからになります。

本議案は、高田学園の設置に伴い、町立学校が小学校及び中学校のみである現行規則の規定に義務教育学校を加え、必要な整理を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明いたします。

○久原教育総務課長

御説明申し上げます。

少々長い条文でございますので議案説明資料として今日お配りしている資料をもって御説明差し上げたいと思います。

議案第12号長与町立高田学園の設置に伴う関係規則の整備に関する規則についてです。

改正対象となる規則は、計24本となります。

ページを開けていただいて、各条文の改正内容についてです。

第1条長与町学校給食運営委員会規則の一部改正についてです。

委員会の委員構成において、義務教育学校を含む表現に整理をしております。

第2条学校給食献立作成に関する細則の一部改正についてです。

献立部会の構成について、高田学園の開校に合わせた名称に改めております。

第3条、長与町立公民館管理運営規則の一部改正について、使用料の別表において義務教育学校を含む表現に整理をしております。

第4条、長与町立小・中学校庶務規則の一部改正規則の題名及び目的規定において、義務教育学校を含む表現に改めております。

次のページ、第5条、長与町教育委員会事務局庶務規則の一部改正について、生涯学習課の事務分掌において、義務教育学校を含む包括的な表現に改めております。

第6条、長与町勤労青少年ホーム条例施行規則の一部改正について、使用料の別表において義務教育学校を含む表現に整理をしております。

第7条、長与町農民健康増進施設上長与体育館管理規則の一部改正、先ほどと同趣旨により改正をしております。

第8条、長与町働く婦人の家条例施行規則の一部改正、こちらも同趣旨の改正です。

第9条、長与町奨学資金貸付規則の一部改正、奨学資金運営委員会の委員として、義務教育学校の校長を含む表現に改めております。

次のページ、第10条、長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正、使用料の別表において義務教育学校を含む表現に整理をしております。

第11条、長与町教育文化功労奨励表彰に関する規則の一部改正、別記様式を、義務教育学校を含む学校種に対応できるよう改めております。

第12条、長与町武道館管理規則の一部改正、使用料の別表において義務教育学校を含む表現に、整理をしております。

第13条、長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正、使用料の減免の対象を義務教育学校を含む包括的な表現に改めております。

第14条、長与町立学校通学区域検討委員会規則の一部改正、委員会の委員構成において、義務教育学校を含む表現に整理をしております。

次のページ、第15条、長与町立小・中学校の通学区域に関する規則の一部

改正、規則の題名、本文、別表、附則、別記様式にわたり、高田中学校の名称変更及び義務教育学校に対応した表現への整理を行っております。

第16条、長与町立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部改正、令和3年改正規則の別表第1、別表第2を全面的に改め直し、高田学園の高校を新たに規定をしております。

ちなみに本条のみ、公布の日から施行することとしております。

第17条長与町教育長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正、委任事務の対象として、義務教育学校を含む包括的な表現に改めております。

次のページです。

第18条、長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正、使用料の別表において義務教育学校を含む表現に整理をしております。

第19条、長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正、こちらも同趣旨により改正をしております。

第20条、長与町特別支援教育就学奨励規則の一部改正、奨励の対象となる学校を、義務教育学校を含む包括的な表現に改め、就学援助費との記載を就学奨励費に改めております。

第21条長与町就学援助規則の一部改正、就学援助の対象に、義務教育学校後期課程の進学予定者を追加し、入学予定者を入学予定者等と改めるとともに、関連する条文様式を整理しております。

次のページです。

第22条、長与町招致外国青年の任用に関する規則の一部改正、外国青年の任用先として義務教育学校を含む表現に整理をしております。

第23条長与町スポーツ表彰に関する規則の一部改正、表彰対象の区分として、義務教育学校を含む包括的な表現に改めております。

第24条、長与町新しい学校づくり検討委員会規則の一部改正、委員会の委員構成において、義務教育学校を含む表現に整理をしております。

附則についてです。

第16条の規定以外は、令和8年4月1日の施行としております。

第16条の通学区域規則の一部を改正する規則の一部改正につきましては、高田学園開校前に通学区域の別表を確定させる必要があるため、公布の日から施行することとしております。

説明は以上です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○金崎教育長

議案第12号について質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員

御説明と資料整理頂きましてありがとうございました。

頂いてる、定例教育委員会議案説明資料の議案第12号の部分の一つ開いたところ、この第1条のところと、あと、3枚開いたところの右下の第14条のところの記載に改正内容の記載の中に、PTAに関する記載がある部分があります。

ここについては、高田学園がどのような形になるのかは私も詳細よく知らないんですけども、PTA自体小学校といいますか、前期のPTAなのか、後期のPTAなのか、一つにPTAがなるのかもちょっと私よく存じてないんですが、このあたりの記載については、学校のほうに実際にPTAがそのまま存続するのかどうかとか、その辺りの確認も必要ではないかなと思っています。

このあたりは御確認されましたでしょうか。

○金崎教育長

鳥山理事。

○鳥山理事

新しい学校ができるというところで、今現在ありました小学校中学校のPTA組織を生かしたまま、一つに合わせていくというふうに聞いております。

その際に、現在PTAの1人1役の課題であるとか、そういったものを見直しを図った上で一つにしましょうというふうに聞いておりますので、まだ現在、それぞれ小学校の部分中学の部分が残った形になって、総会を開いた形の一つになっていくというふうに現在のところ聞いております。

○金崎教育長

久原課長。

○久原教育総務課長

新しい義務教育学校を含めた形の表現になってるのかどうかという意味合いの御質問に対してですが、表現としまして改正前が小中学校という表現であったのを、町立学校ということで、当然これに関しては小学校、中学校そして義務教育学校も含め、町立の学校を全て包括するというような表現に改めるという形になります以上です。

○金崎教育長

山本委員。

○山本委員

学校のほうにも御確認頂いているということで、了解いたしました。

よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○金崎教育長

ほかに質疑ございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

では続きまして議案第13号、長与町立高田学園の設置に伴う関係要綱の整理に関する要綱についての提案理由の説明を求めます。

○荒木教育次長

議案第13号、長与町立高田学園の設置に伴う関係要綱の整理に関する要綱について、提案理由を申し上げます。

資料は59ページからになります。

本議案につきましても、高田学園の設置に伴い、関係する要綱について必要な整理を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

○久原教育総務課長

こちらにつきましても議案説明資料のほうを確認していただければと思います。

議案第13号長与町立高田学園の設置に伴う関係要綱の整備に関する要綱についてです。

改正対象となる要綱は全部で15本となります。

それではページめくっていただいて、各条文の改正内容についてです。

第11条長与町スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部改正、補助対象の要件及び別記様式において義務教育学校を含む表現に改めております。

第2条、長与町立小・中学校における学校評議員設置要綱の一部改正、根拠規則の名称が改正されることに伴い、引用規則名を改めております。

第3条、長与町立小・中学校に勤務する職員の自家用車による公務旅行に関

する取扱い要綱の一部改正、要綱の題名、本文、様式において、義務教育学校を含む町立学校に改めております。

第4条、長与町中学校総合体育大会等出場補助金交付要綱の一部改正、補助対象に、義務教育学校後期課程を追加し、様式の中、学校の限定表記を削っております。

次のページです。

第5条長与町小中学校教育活動事業補助金交付要綱の一部改正、要綱の題名本文別表において、義務教育学校を含む表現に改めております。

第6条、長与町立学校創立記念事業補助金交付要綱の一部改正、補助対象の学校種に義務教育学校を追加しております。

第7条長与町文化大会出場補助金交付要綱の一部改正、補助対象の要件及び別記様式において義務教育学校を含む表現に改めております。

第8条長与町遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱の一部改正、補助対象の学校を、義務教育学校を含む包括的な表現に改めております。

第9条、長与町教育委員会が所管する補助金等の交付に関する要綱の一部改正、別表第1、第2において、義務教育学校を含む表現に整理し、高田学園の名称に改めております。

めくっていただいて、第10条長与町立小・中学校区の見直しに伴う選択校区の取扱いに関する要綱の一部改正、要綱の題名、本文、別表において、義務教育学校を含む表現及び高田学園の名称に改めております。

めくっていただいて、第11条長与町適応指導教室事業要綱の一部改正、対象学校を義務教育学校を含む表現に改め、様式の学校の限定表記を削っております。

第12条、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金の徴収等に関する要綱の一部改正、対象学校の種別及び学校長の表記において義務教育学校を含む表現に改めております。

第13条、長与町立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の一部改正、要綱の題名、目的規定において、義務教育学校を含む包括的な表現に改めております。

第10条、長与町家庭学習のためのモバイルWi-Fiルーターの貸与事業実施要綱の一部改正、対象の学校種において、義務教育学校の前期後期課程を含む表現に改め、様式の学校の限定表記を削っております。

最後のページです。

第15条、長与町青少年研修補助金交付要綱の一部改正、補助対象の区分において、義務教育学校前期課程を含む表現に改めております。

附則についてです。

全条文ともに令和8年4月1日の施行としております。
説明は以上です。

○金崎教育長

議案第13号について質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

議案第14号、長与町立高田学園の設置に伴う関係規程の整理に関する規程についての提案理由の説明を求めます。

○荒木教育次長

議案第14号、長与町立高田学園の設置に伴う関係規程の整理に関する規程について、提案理由を申し上げます。

資料は139ページからになります。

本議案につきましても、高田学園の設置に伴い、関係する規程について必要な整理を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

○久原教育総務課長

こちらも説明資料を御用意しております。

議案第14号、長与町立高田学園の設置に伴う関係規程の整理に関する規程についてです。

改正対象となる規程は、2本となります。

各条文の改正内容です。

第1条長与町立学校職員安全衛生管理規程の一部改正、安全衛生管理の対象となる学校種として、義務教育学校を含む表現に改めております。

裏のページをお願いいたします。

第2条、長与町立小・中学校事務共同実施室組織運営規程の一部改正、規程の題名、目的規定、対象学校種及び別表の学校名について、義務教育学校の設置に対応した表現、名称に改めております。

附則としまして全条文ともに令和8年4月1日の施行としております。

説明は以上です。

○金崎教育長

議案第14号について質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

議案第15号、長与町における長崎県少年保護育成条例に基づく立入調査実施要領の一部を改正する要領についての提案理由の説明を求めます。

○荒木教育次長

議案第15号、長与町における長崎県少年保護育成条例に基づく立入調査実施要領の一部を改正する要領について、提案理由を申し上げます。

資料は143ページからになります。

本議案につきましても、高田学園の設置に伴い、必要な整理を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

○久原教育総務課長

それでは議案第15号、長与町における長崎県少年保護育成条例に基づく立入調査実施要領の一部を改正する要領についてです。

裏面いただいでいて改正内容についてです。

立入り調査の対象として、義務教育学校を含む表現に改めております。

附則としましてこちら、令和8年4月1日の施行としております。

説明は以上です。

○金崎教育長

議案第15号について質疑はございませんか。

承認ということよろしいでしょうか。

はい。

承認と認めます。

議案第16号、長与町立中学校部活動方針についての提案理由の説明を求めます。

○荒木教育次長

議案第16号、長与町立中学校部活動方針について、提案理由を申し上げます。

資料は147ページからになります。

文部科学省では、令和8年度から新たに部活動の改革実行期間がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ、文化芸術活動の機会の確保、充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示す部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガ

イドラインを作成策定されております。

その中で、学校の設置者は、ガイドライン等に即して、適切な活動時間、休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針を策定することとされております。

これに基づき、長与町立中学校及び義務教育学校後期課程の部活動改革をさらに推進し、生徒にとって豊かなスポーツ、文化芸術活動を創造するための指針を定めるものでございます。

詳細につきましては、理事より説明を申し上げます。

○鳥山理事

失礼します。

本方針は、長与中学校、長与第二中学校、高田学園後期課程の部活動を対象とするもので、生徒にとって望ましいスポーツ環境、文化芸術環境を構築するため、改めて部活動の趣旨、目的を再確認するものでございます。

生徒の自主的、自発的な参加、参画を促すとともに、教職員の負担軽減を考慮したものになっており、適正な運営体制の整備や合理的で、効率的、効果的な活動の推進、適切な休養日等の設定といった内容で構成されております。

今後、この方針に基づき、各学校、各部活動の方針や年間計画等が策定されることになっており、そのよりどころとなるものでございます。

以上でございます。

○金崎教育長

では、議案第16号について質疑はございませんか。

仁田委員。

○仁田委員

すみません。

152ページの新たな部活動としての部活動の例が書いてあるんですが、生徒が希望すれば、様々なものができるようになってすごいなって思うんですが、その指導、指導者を見つけるっていうのは、すごく大変だろなって思います。

そういう指導者が見つかればぜひ、いろんなことに生徒たちを挑戦させてあげたいなと思います。

○金崎教育長

ありがとうございました。

ほかに質疑ございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

議案第17号、認定地域クラブ活動推進事業補助金交付要綱についての提案理由の説明を求めます。

○荒木教育次長

議案第17号、認定地域クラブ活動推進事業補助金交付要綱について、提案理由を申し上げます。

資料は155ページからになります。

本議案は、部活動の地域展開により実施される地域クラブ活動について、国のガイドラインに示す要件及び手続等に基づき認定した地域クラブに対し、補助を行うに当たり必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

○中尾生涯学習課長

それでは156ページをお願いします。

第1条では、長与町補助金等交付規則及び長与町教育委員会が所管する補助金等の交付に関する要綱の定めるもののほか、長与町認定地域クラブ推進活動推進事業補助金の交付に関し必要な事項を定める旨の趣旨をうたっております。

第2条では、補助金を教育委員会が認定する地域クラブに交付することにより、地域における持続可能なクラブ活動を推進し、かつ将来にわたって中学校等の生徒がスポーツ及び文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保を図り、もって生徒の心身ともに健全な育成を図ることを目的とするということをうたっております。

第3条では補助金の対象者を、第4条では、補助金の対象経費を11項目、第5条では、補助金の額を規定しております。

第6条からは、事務手続の内容で、まず交付申請を、第7条では交付決定及び通知を、第8条では実施報告をうたっております。

第9条では、補助金、補助額の確定を、第10条では、補助金の請求を、第11条では交付決定の取消し及び返還を、第12条では、その他の事項等を規定しております。

本文はそれになります。

附則では、施行期日と要綱制定に伴い追加される長与町教育委員会が所管する補助金等の交付に関する要綱の一部改正を別表として記載しております。

162ページからはそちらの各種様式等を添付しております。

以上要綱の御説明となります。

よろしく申し上げます。

○金崎教育長

それでは議案第17号について質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

議案第18号、令和8年度学校医等の委嘱についての提案理由の説明を求めます。

○荒木教育次長

議案第18号、令和8年度学校医等の委嘱について、提案理由を申し上げます。

資料は169ページからになります。

本議案は、委嘱期間の満了に伴い、令和8年度の学校医等を新たに委嘱するものでございます。

170ページに、学校医と委嘱一覧表を添付しております。

令和7年度からの変更は、まず高田小学校及び高田中学校を高田学園とし、百合野校舎、さくら野校舎、それぞれ委嘱する学年ごとに分けて掲載しております。

学校医では、高田学園さくら野校舎が白川先生、耳鼻科では、長与北小、長与南小が医師の変更、高田学園さくら野校舎5、6年生が高野先生へそれぞれ変更になります。

学校薬剤師では、高田学園百合野校舎に薬剤師の勤務先変更等がございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○金崎教育長

議案第18号について質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

議案第19号、令和8年度会計年度任用職員の採用についての提案理由の説明を求めます。

○荒木教育次長

議案第19号、令和8年度会計年度任用職員の採用について、提案理由を申し上げます。

資料172、173ページに名簿を掲載しております。

教育委員会で業務をお願いする町雇用の職員や公民館館長などを4月から会

計年度任用職員として採用いたします。

今回は、特別支援教育支援員6名を新たに採用するほか、学校教育相談指導員を初め、今年度に引き続き任用することとしております。

また、館長、施設長におきましては1名、各館の事務員についても1名を新たに採用することとしております。

以上、御報告し承認をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議案第19号について質疑はございませんか。

廣田委員。

○廣田委員

すみません、特別支援教育支援員の看護師の資格を持った方の募集というのが町の広報紙に載っておりましたが、順調にいったますでしょうか。

○金崎教育長

鳥山理事。

○鳥山理事

令和7年度に看護師資格を持つ支援員さんを2名確保しております。

募集をかけたところ現在1名の面接が終わって、採用内定を出しているところであと1名まだ募集をかけているところで、4名そろって4月を迎えられると考えております。

以上でございます。

○金崎教育長

ほかに質疑ございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

議案、議案第20号、長与町教育委員会事務局職員の異動についての提案理由の説明を求めます。

○荒木教育次長

議案第20号、長与町教育委員会事務局職員の異動について、提案理由を申し上げます。

3月19日に令和8年4月1日付職員の人事異動について内示がありましたので、御報告し承認をお願いするものでございます。

資料176ページをお願いいたします。

事務局職員の異動でございますが、理事兼学校教育課長、生涯学習課長をはじめ、各課職員が異動となります。

後任の理事兼学校教育課長には、大島尚之 長与北小学校長が、生涯学習課長には、峰修子 介護保険課長が着任いたします。

職員の異動では、教育総務課の山本竜平にかわり新規採用の江崎純一郎が着任いたします。

学校教育課では、梶尾和美 課長補佐にかわりまして、議会事務局議事課より江口美和子 課長補佐が着任いたします。

生涯学習課では、浦川真 文化振興班係長が課長補佐に昇格するほか、神崎春香にかわり、政策企画課より松本浩平が着任いたします。

そのほか、教育交流職員の人事異動でございますが、理事兼学校教育課長の鳥山勝美が洗切小学校長として赴任、また、学校教育課指導班指導主事の西岡将弘が、高田学園教頭として赴任し、後任として、長崎大学教育学部附属小学校より、田中成弥が着任いたします。

以上、報告し承認をお願いするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○金崎教育長

議案第20号について質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

全ての議事が終わりましたので、進行を事務局にお伺いします。

○荒木教育次長

続きまして次第6、その他の議事につきまして、1点御報告をさせていただきます。

先般、3月の町議会定例会におきまして、複合施設「ホンテラッセ長与」条例が議案上程されました。

本案については、先月の定例教育委員会で御審議頂き、図書館については、月曜日を休館日とするものでしたが、審議の結果、月曜日が祝日と重なる場合は開館し、その日の後、直近の平日を閉館とする議員修正案により可決されましたことを御報告いたします。

これにつきまして御質問等ございませんでしょうか。

このほか、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

それでは、事務局から何かありますか。
ないようでございますので、これもちまして本日の定例教育委員会を閉会
いたします。
長時間お疲れさまでした。